

長野県知事

阿部 守一 様

民泊事業に関する
要 望 書

軽井沢町

日ごろより、町行政に御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、旅館業法施行令の改正（平成28年4月1日）及び住宅宿泊事業法の施行（平成30年6月15日）により、住宅を活用して宿泊サービスを提供するいわゆる「民泊サービス」が実施可能となりました。

長野県におかれましては、長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例により、軽井沢町においては民泊の年間営業日数を約80日（5月・7月・8月・9月は実施不可。それ以外の月は、第一種低層住居専用地域においては月曜日から金曜日まで（休日除く）は実施不可）にさせていただいております。

しかしながら、バーベキュー等による騒音、煙、臭いへの苦情、ごみの片付けを行わないことによる野生鳥獣被害、宿泊者による別荘敷地内への無断侵入や排泄行為などのトラブルが続出し、住民からは違法性の疑われる行為により、安全などへの不安や懸念の声が寄せられております。

町では、これらの問題について、軽井沢町の自然保護対策要綱の改正を行い、宿泊施設において従業員等が施設・敷地内に駐在するよう規定を改正しました。

長野県におかれましても、別記事項につきまして、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年11月11日

軽井沢町長 **土屋三千夫**

要望事項

1 条例によるゼロ日規制を認めるケースを緩和するよう国へ働きかけることについて

国のガイドラインでは、条例によるゼロ日規制について、「特別な場合等合理的に認められる限度において、制限することまでを否定するものではない。」とされています。

一方、軽井沢町は、かおり高い伝統である良き風俗を守り育て、清らかな環境の保健休養地としての歴史と文化を育んでまいりました。

保健休養地としての住環境が悪化している状況を鑑み、地域の特性や実情、要望などにより、ゼロ日規制も認めるよう国へ働きかけをお願いします。

2 旅館業施設へ営業時間中に営業従事者が駐在するよう条例で義務付けることについて

旅館業法における許認可権限を持つ自治体において、条例により、旅館業施設への営業従事者の駐在を義務付けている例もあります。

希望する自治体の区域内では、旅館業施設への営業従事者の駐在を義務化するよう県の旅館業法施行条例の改正をお願いします。

3 引き続き民泊サービス施設への監視・検査の強化を図ることについて

民泊事業施設に対する住民からの通報を情報共有し、町と連携を図ることで問題解決を行っているところですが、民泊事業の適正化のため、引き続き厳正な実態の把握に努めるとともに、監視や検査の強化をお願いします。